平成２９年（フ）第６２５８号
東京都豊島区長崎１丁目８―13　第三並木マンション302
債務者　藤田　茂己
1　決定年月日時　平成29年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６２９１号
東京都足立区中央本町１丁目18―10
債務者　関戸友里恵
1　決定年月日時　平成29年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６３０１号
東京都板橋区大山西町53―６―105
債務者　大和　良輔
1　決定年月日時　平成29年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６３０２号
東京都杉並区高円寺南５丁目37―20
債務者　前田太陽児
1　決定年月日時　平成29年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６３０３号
東京都中野区野方４丁目46―７―202
債務者　伊藤　昌平
1　決定年月日時　平成29年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６３１３号
東京都武蔵村山市緑が丘1460　1114―509
債務者　井上　昭夫
1　決定年月日時　平成29年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６３１４号
東京都杉並区阿佐谷北２丁目６―10　スインセリティⅡ　103
債務者　村上　廣治
1　決定年月日時　平成29年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６３１５号
東京都大田区大森本町１丁目２―21―404
債務者　西澤　　隼
1　決定年月日時　平成29年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２９３１号
大阪市住吉区苅田９丁目15番26―606号、前住所大阪市住吉区我孫子東３丁目９番13号
債務者　松本　和子
1　決定年月日時　平成29年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月31日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２９３２号
大阪市住吉区苅田９丁目15番26―606号、前住所大阪市住吉区我孫子東３丁目９番13号
債務者　松本　弘美
1　決定年月日時　平成29年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月31日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２９８号
静岡県袋井市堀越２丁目７番地の20　ルーム10　202号
債務者　小谷　満憲
1　決定年月日時　平成29年８月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月27日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第１２９号
岡山市北区一宮347番地５号棟
債務者　金田　幸浩
1　決定年月日時　平成29年８月28日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月22日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２３３号
岡山市東区富崎533、住民票上の住所岡山市東区久保305番地１山田西市営住宅１番館101号
債務者　大森　元史
1　決定年月日時　平成29年８月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月９日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３１６号
岡山県赤磐市桜が丘西２丁目７番25号
債務者　松岡久美子
1　決定年月日時　平成29年８月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月８日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３２３号
岡山市北区日吉町５番19号　３号
債務者　田口　紀子
1　決定年月日時　平成29年８月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月15日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部